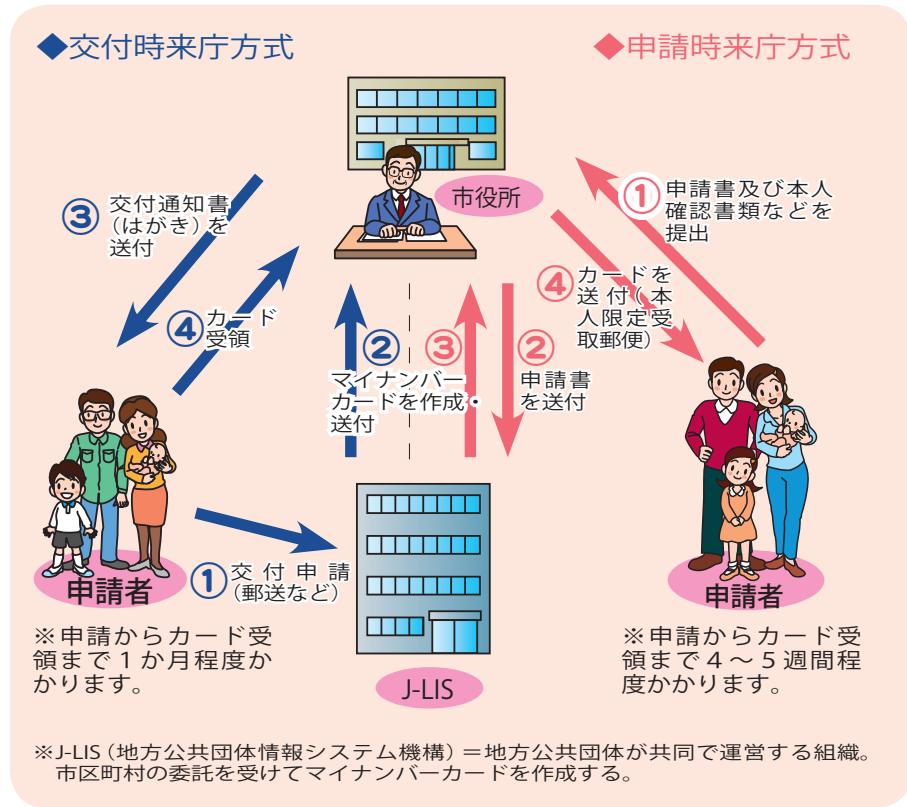


マイナンバーカードを申請する方へ ～新しい申請方法が始まりました～

マイナンバーカードの交付申請手続きの流れ



従来の方法です

◆交付時来庁方式・・・申請者が地方公共団体情報システム機構(以下J-LIS)に申請し、市役所でマイナンバーカードを受け取る方法

- ①申請者が郵送、スマートフォンやパソコン、まちなかの専用証明写真機(有料)のいずれかでJ-LISへマイナンバーカードの交付を申請します(各申請手順についてはマイナンバーカード総合サイト<https://www.kojinbango-card.go.jp/>をご確認ください。交付申請書がお手元にない場合や、申請書に記載された氏名・住所などを変更した場合は市民課へお問い合わせください)。
 - ②J-LISで作成されたマイナンバーカードが市役所へ送られます。
 - ③市役所市民課から、申請者宛てに「交付通知書(はがき)」が届きます。
 - ④「交付通知書(はがき)」に記載されている交付期限までに、必要書類などを持参し、市役所1階交付受付室でマイナンバーカードを受け取ってください(交付時に暗証番号を設定していただきます)。
- 必要書類など 交付通知書(はがき)、通知カード(回収します)、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ・回収します)、印鑑

交付時の注意事項

- 交付に必要な本人確認書類などに不足がある場合、交付できません(再度来庁となります)。
- 申請者が15歳未満または成年被後見人の場合、本人と一緒に法定代理人が同行してください(法定代理人も本人確認書類を持参)。
- 本人が病気、身体の障害などのやむを得ない理由で、市役所への来庁が難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。代理人交付の場合、**必要書類が通常と異なるため、事前に市民課へ連絡をお願いします。**
- ※平日午前8時30分～午後4時30分、祝日を除く土曜日午前8時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)に受け付け。

新しい申請方法です！

◆申請時来庁方式・・・申請者が市民課窓口で申請し、本人限定受取(特例型)郵便でマイナンバーカードを受け取る方法

- ①必要書類など(右記参照)を持参し、市役所1階市民課窓口で申請を行います(カードの暗証番号を決めていただきます)。
- ②市役所からJ-LISへ申請書を送付します。
- ③J-LISで作成されたマイナンバーカードが市役所へ送られます。
- ④市役所で交付(暗証番号の設定)処理を行い、申請者宛に本人限定受取(特例型)郵便でマイナンバーカードを送付します。

●必要書類など 申請用の写真(縦4.5センチ×横3.5センチで6か月以内に撮影したもの。正面・無帽・無背景)、通知カード(回収します)、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ・回収します)、印鑑

申請時の注意事項

- 代理人による申請はできません。
- 申請者が15歳未満または成年被後見人の場合、本人と一緒に法定代理人が同行してください(法定代理人も本人確認書類を持参)。
- 書類が揃えられない、本人限定受取(特例型)郵便で受け取りができないなどの理由により、この方法で申請できない場合がございます。申請前に市ホームページまたは市民課へご確認ください。
- ※平日午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)のみ受け付け。



使用していない軽自動車の廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車・オートバイ・原動機付自転車・小型特殊自動車を登録している方に課されます。

3月30日(金)までに廃車・名義変更の手続きをしなかった場合には、実際に軽自動車などを所有していなかったり、使用していない場合でも、平成30年度の軽自動車税が課されます。廃車・譲渡などを行った場合は、下記で必ずお手続きください。

なお、グリーン化特例(軽課)対象車は平成29年4月1日～平成30年3月31日までに購入した軽自動車(エコカー)です。適用は1年度のためのため、平成29年度適用車は対象外となります。

車種	手続き先
軽四輪自動車(乗用・貨物)	軽自動車検査協会 ☎050・3816・3104
126cc以上のバイク	陸運支局多摩事務所 ☎050・5540・2033
原動機付自転車(1種、2種乙・甲) 小型特殊自動車(農耕用、その他)	課税課市民税係 ☎042・497・2041

外となります。

手続き先 左表のとおり

※廃品回収などでバイクを引き取ってもらう場合はナンバープレートをはずし、ご自身で廃車手続きをしてください。

問合せ 課税課市民税係 ☎042・497・2041

耳をすまし 見つめよう 伝えよう

平和祈念フェスタ in 清瀬 2018

◆展示会
日時 3月11日(日)までの午前10時～午後6時
会場 クレアギャラリー(クレアビル4階)

◆平和講座
1 日本近代史に見る教育勅語全3回。1回目は終了しました。
日時 3月2日(金)・7日(水)いずれも午後2時～3時30分
場所 いずれも生涯学習センター1階

講師 定信夫氏

◆映画会
1 都島伸也監督作品「ドキュメンタリー映画「OKUMA WA1965」」
日時 3月9日(金)午後7時～8時30分
先着160人。
問合せ 企画課市民協働係 ☎042・497・1803

会場 アミューホール

◆講演会・演奏会
1 「東京都平和の日(3月10日)に学ぶ 重慶爆撃 東京空襲の歴史 戦争の加害と被害」
日時 3月10日(土)午後1時30分～4時
会場 アミューホール

講師 石島紀之氏

演奏 市民コーラス「合唱団クロバー」

※保育あり(6か月～未就学児・希望の方は3月2日まで左記へ要予約)。

主催 清瀬市平和祈念展等実行委員会

※直接会場へ。
問合せ 企画課市民協働係 ☎042・497・1803

十小地域で避難所体験会を開催！

十小地域づくりの会へ支援合おう！ ひまわり105では十小・五中校区を中心に避難所体験会を開催します。参加者には備蓄食料を配布予定です。

日時 3月10日(土)午前10時～(受け付けは午前9時30分)

場所 コミュニティプラザひまわり

持ち物 スリッパ・外履きを入れる袋、お持ちの方は非常用リュック・「東京防災」

※直接会場へ。
問合せ 企画課市民協働係 ☎042・497・1803、社会福祉協議会 ☎042・495・5333

(表1) 見舞い金など

等級	交通災害の程度(交通災害を受けた日から1年以内の日数)	見舞い金額
		Aコース Bコース
1	死亡	300万円 150万円
2	重度の後遺障害	200万円 100万円
3	入院日数30日以上(の傷害)	34万円 17万円
4	入院日数10日以上30日未満または実治療日数30日以上(の傷害)	14万円 7万円
5	実治療日数10日以上30日未満(の傷害)	8万円 4万円
6	実治療日数10日未満(の傷害)	4万円 2万円

交通遺児年金

会員が交通災害で死亡した時、会員と生計を同じくしていた、中学生以下の子どもがいる場合、中学修了年限に達するまで支給されます。	年金額は、遺児1人につき年12万円
--	-------------------

(表2) 出張受け付け会場

場所	実施日	時間
田無アスタ(西東京市田無町二丁目)	3月3日(土)	午前10時～午後4時
イオンモールむさし村山(武蔵村山市榎一丁目)	3月4日(日)	
伊勢丹立川店(立川市曙町二丁目)	3月10日(土)	
イオンモール東久留米(東久留米市南沢五丁目)	3月11日(日)	
イオンモール多摩平の森(日野市多摩平二丁目)	3月18日(日)	

交通災害共済の申込みを受け付け中

①申込み受け付け
加入資格 共済期間の開始日に住民登録のある方
共済期間 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)
会費 1人当たりAコース年額千円・Bコース年額500円(おとな・子ども共通で1人1口見舞い金額など 左表1のとおり)

※見舞い金の請求には、交通事故(人身)証明書が必要です。
※現在加入している方も、平成30年度分は改めて申込みが必要です。

※申込みは、加入申込書に必要事項を記入し、希望コースの会費を添えて、りそな銀行清瀬支店派出所(市役所内)、

・384・8113
・384・8113
・384・8113

安全係 ☎042・497・2096
問合せ ①道路交通安全課 ☎042・384・8113 ②道路交通安全課 ☎042・384・8113

※見舞い金の請求には、交通事故(人身)証明書が必要です。
※現在加入している方も、平成30年度分は改めて申込みが必要です。

※申込みは、加入申込書に必要事項を記入し、希望コースの会費を添えて、りそな銀行清瀬支店派出所(市役所内)、

・384・8113
・384・8113
・384・8113

安全係 ☎042・497・2096
問合せ ①道路交通安全課 ☎042・384・8113 ②道路交通安全課 ☎042・384・8113